［削る］

（法第五十三条第四十一項の届出）

第三条の三の二　法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の七に規定する連結子法人（当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三第十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人を除く。）は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十一項の規定による届出をしなければならない。

一　法人税法第八十一条の二十四第一項の規定による申告書の提出期限の延長の処分（同条第三項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この条において同じ。）又は同法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第二項の規定による同条第一項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この号及び次項第二号において「指定等の処分」という。）　当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があつた日から七日以内

二　法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第五項の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分　当該取消し又は変更の処分のあつた日の属する連結親法人事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び次項において同じ。）終了の日から二十二日以内

三　法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第七項の規定による同項の届出　同項の届出書を提出した日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内

2　法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三第十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十一項の規定による届出をしなければならない。

一　法人税法第四条の三第十項又は第十一項の規定による同法第四条の二の承認　当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内

二　指定等の処分　当該指定等の処分があつた日から七日以内

三　法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第五項の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分　当該取消し又は変更の処分のあつた日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内

四　法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第七項の規定による同項の届出　同項の届出書を提出した日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第三条の三の二　法第五十三条第五十五項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二十六条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第三条の三の三　法第五十三条第四十六項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二十六条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。